

土木工事等建設資材単価公表要領

1 目的

公共工事の執行については、透明性・客観性・妥当性の確保が求められている。これらを確保する観点から、積算基準の一つである建設資材単価を公表することにより、受注者の的確な見積りに資するとともに、その競争性・公平性を期するものである。

2 公表の内容

農地局が発注する土木工事等の積算に用いる建設資材単価（以下「資材単価」という）のうち、農地局が市場取引価格の実態調査を物価調査機関に委託し、その結果を基に設定した農業農村整備にかかる資材単価を公表する。

資材単価のうち、(財)建設物価調査会及び(財)経済調査会から市販されている「月刊・建設物価」、「Web 建設物価」及び「月刊・積算資料」に掲載されている価格を基に設定している単価については、既に公表済みとみなし閲覧資料に含めない。

3 公表の方法

公表の方法は県庁舎での閲覧及び県ホームページによるものとし、以下の通りとする。

(1) 県庁舎での閲覧

資材単価の閲覧場所は、県庁舎「公共事業情報センター」とする。

公共事業情報センター内での写しについては可能とする（コピー、カメラ及びハンディーコピー等の使用を含む）。また、その際に係る実費については公共事業情報センターの規定による。

閲覧時間及び閲覧日については公共事業情報センターの規定による。ただし、必要がある場合には、閲覧時間について制限をすることがある。

また、閲覧資料の貸し出しは行わない。

(2) 県ホームページへの掲載

資材単価の掲載場所は、県ホームページ内の農地整備課ホームページとし、掲載するデータはPDF形式とする。

(3) 単価に対する問い合わせについて

具体的な資材単価の内容等に関する問い合わせには応じないものとする。

(4) 公表の時期

公表する資材単価の公表時期は、原則として農地局の単価適用開始月の初日からとし、年2回とする。

4 その他

この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

本要領は、平成8年9月1日から適用するものとする。

平成14年7月1日 改正

平成16年7月1日 改正

平成19年7月1日 改正

平成20年9月1日 改正

平成28年7月1日 改正

令和4年4月1日 改正